

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払購入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 8 年 6 月 11 日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">前払購入保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00008 沿革 (略)</p>	
<p>(保険期間)</p> <p>第 9 条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に最初の前払が行われた日、前払購入契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、前項に規定する保険責任の開始日の 6 月ごとの応当日のうち、前払金の返還の期限の日の直後の応当日 <u>(当該返還の期限の日が当該応当日のいずれかと同日になる場合にあつては、当該返還の期限の日)</u> とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(保険期間)</p> <p>第 9 条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に最初の前払が行われた日、前払購入契約が締結された日又は保険契約の締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。</p> <p>2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、前項に規定する保険責任の開始日の 6 月ごとの応当日のうち、前払金の返還の期限の日の直後の応当日とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>(前払購入契約の内容の変更)</p> <p>第 18 条 被保険者が前払購入契約の内容に関し、次の各号に掲げる変更を行ったときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前払金の返還期限の延長(保険<u>期間</u>の延長を伴うものに限る。)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(前払購入契約の内容の変更)</p> <p>第 18 条 被保険者が前払購入契約の内容に関し、次の各号に掲げる変更を行ったときは、日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 前払金の返還期限の延長(<u>第 9 条第 2 項に定める</u>保険<u>責任の終了日</u>の延長を伴うものに限る。)</p> <p>2～6 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。</u></p>		